## 償還事例

- ※ 事例ですので、これ以外でも対象となる場合が あります。
- ※ 対象になるか迷ったときは、ご相談ください。

### 事例① 世帯内に障害福祉サービスを利用しているかたが複数いる場合 (基準額 37,200 円)

夫 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額:30,000円

妻 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額:20,000円

#### 【世帯の利用者負担月額の合計】

30,000 円 + 20,000 円 = 50,000 円

【償還される額】

50,000 円 - 37,200 円(基準額) = **12,800 円** 

# 事例② 1人の障がい児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合 (基準額 4,600 円)

障害福祉サービスの利用者負担月額 3,000円

児童福祉法のサービスの利用者負担月額 4,600円

#### 【世帯の利用者負担月額の合計】

3,000 円 + 4,600 円 = 7,600 円

【償還される金額】

7,600 円 - 4,600 円 = **3,000 円** 

### 事例③ 1人の障がい者が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合 (基準額 37,200 円)

障害福祉サービスの利用者負担月額 30,000円

介護保険サービスの利用者負担月額 20,000円

#### 【世帯の利用者負担月額の合計】

30,000 円 + 20,000 円 = 50,000 円

【償還される金額】

50,000 円 - 37,200 円 = 12,800 円

# 事例④ 同一世帯の障がい児の兄弟姉妹が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合(補装具費の支給なし) (基準額 4,600 円)

姉 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額 3,000円

児童福祉法のサービスの利用者負担月額 4,600円

弟 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額 3,000円

【世帯の利用者負担月額の合計】

3,000 円 + 4,600 円 + 3,000 円 = 10,600 円

【償還される金額】

10,600 円 - 4,600 円 = 6,000 円

事例⑤ 同一世帯の障がい児の兄弟姉妹が障害福祉サービス、児童福祉法のサービス、補 装具を利用している場合(基準額①9,300円、基準額②37,200円)

姉 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額 3,000円

児童福祉法のサービスの利用者負担月額 4,600円

弟 ⇒ 障害福祉サービスの利用者負担月額 9,300円

補装具費の利用者負担月額 30,000円

① 障害福祉サービスと児童福祉法のサービスに係る利用者負担額について算定します。

【世帯の利用者負担月額の合計】

3,000 円 + 4,600 円 + 9,300 円 + = 16,900 円

【償還される額①】

16,900 円 - 9,300 円 = 7,600 円

② 次に残りの利用者負担額について算定します。

【世帯の利用者負担月額の合計】

9,300円(①の残りの負担額) +30,000円 = 39,300円

【償還される額②】

39,300 円 - 37,200 円 = 2,100 円

【償還される額合計】

7,600 円+2,100 円 = 9,700 円